

「2006年改定の要点と解説」正誤表

(2006年3月29日現在)

頁・項目	誤	正																																																																
P6・暫間固定	注) ○歯の再植術時に伴う固定は困難なもので算定。 ○歯の移植手術時は1歯につき困難なもので算定。	注) ○歯の再植術および歯の移植手術に伴う固定は困難なもので算定。																																																																
P6・歯内処置	<table border="1"> <tr><td colspan="2">根管貼薬処置 (1歯1回につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>14 (21) =[21]</td></tr> <tr><td>2根</td><td>22 (33) =[33]</td></tr> <tr><td>3根</td><td>28 (42) =[42]</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">根管充填 (1歯につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>68 (102) =[102]</td></tr> <tr><td>2根</td><td>90 (135) =[135]</td></tr> <tr><td>3根</td><td>110 (165) =[165]</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">抜髄即充 ※ (1歯につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>288 (432) =[432]</td></tr> <tr><td>2根</td><td>496 (744) =[744]</td></tr> <tr><td>3根</td><td>680 (1020) =[1020]</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">感染即充 (1歯につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>198 (297) =[297]</td></tr> <tr><td>2根</td><td>366 (549) =[549]</td></tr> <tr><td>3根</td><td>520 (780) =[780]</td></tr> </table>	根管貼薬処置 (1歯1回につき)		単根	14 (21) =[21]	2根	22 (33) =[33]	3根	28 (42) =[42]	根管充填 (1歯につき)		単根	68 (102) =[102]	2根	90 (135) =[135]	3根	110 (165) =[165]	抜髄即充 ※ (1歯につき)		単根	288 (432) =[432]	2根	496 (744) =[744]	3根	680 (1020) =[1020]	感染即充 (1歯につき)		単根	198 (297) =[297]	2根	366 (549) =[549]	3根	520 (780) =[780]	<table border="1"> <tr><td colspan="2">根管貼薬処置 (1歯1回につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>14 (21)</td></tr> <tr><td>2根</td><td>22 (33)</td></tr> <tr><td>3根</td><td>28 (42)</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">根管充填 (1歯につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>68 (102)</td></tr> <tr><td>2根</td><td>90 (135)</td></tr> <tr><td>3根</td><td>110 (165)</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">抜髄即充 ※ (1歯につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>288 (432) [398]</td></tr> <tr><td>2根</td><td>496 (744) [699]</td></tr> <tr><td>3根</td><td>680 (1020) [965]</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">感染即充 (1歯につき)</td></tr> <tr><td>単根</td><td>198 (297) [263]</td></tr> <tr><td>2根</td><td>366 (549) [504]</td></tr> <tr><td>3根</td><td>520 (780) [725]</td></tr> </table>	根管貼薬処置 (1歯1回につき)		単根	14 (21)	2根	22 (33)	3根	28 (42)	根管充填 (1歯につき)		単根	68 (102)	2根	90 (135)	3根	110 (165)	抜髄即充 ※ (1歯につき)		単根	288 (432) [398]	2根	496 (744) [699]	3根	680 (1020) [965]	感染即充 (1歯につき)		単根	198 (297) [263]	2根	366 (549) [504]	3根	520 (780) [725]
根管貼薬処置 (1歯1回につき)																																																																		
単根	14 (21) =[21]																																																																	
2根	22 (33) =[33]																																																																	
3根	28 (42) =[42]																																																																	
根管充填 (1歯につき)																																																																		
単根	68 (102) =[102]																																																																	
2根	90 (135) =[135]																																																																	
3根	110 (165) =[165]																																																																	
抜髄即充 ※ (1歯につき)																																																																		
単根	288 (432) =[432]																																																																	
2根	496 (744) =[744]																																																																	
3根	680 (1020) =[1020]																																																																	
感染即充 (1歯につき)																																																																		
単根	198 (297) =[297]																																																																	
2根	366 (549) =[549]																																																																	
3根	520 (780) =[780]																																																																	
根管貼薬処置 (1歯1回につき)																																																																		
単根	14 (21)																																																																	
2根	22 (33)																																																																	
3根	28 (42)																																																																	
根管充填 (1歯につき)																																																																		
単根	68 (102)																																																																	
2根	90 (135)																																																																	
3根	110 (165)																																																																	
抜髄即充 ※ (1歯につき)																																																																		
単根	288 (432) [398]																																																																	
2根	496 (744) [699]																																																																	
3根	680 (1020) [965]																																																																	
感染即充 (1歯につき)																																																																		
単根	198 (297) [263]																																																																	
2根	366 (549) [504]																																																																	
3根	520 (780) [725]																																																																	
P6・副子	睡眠時無呼吸症候群治療の口腔内装置	睡眠時無呼吸症候群の口腔内治療装置																																																																
P7・歯周治療	人工骨填入加算 (3分の1顎につき) ……+110(165) 注) 材料費は1gあたり708点を特定 保険医療材料で算定。	人工骨填入加算 (1手術につき) ……+110(165)																																																																
P10・床裏装	注) ジン床義歯、熱可塑性義歯とも 再定点数を算定する。	注) 未装着請求は装着料を除く。																																																																
P11・在宅医療	注) 抜髄・感根処・ 根貼・根充(加圧 根充を除く) ・ 普通抜歯 ・口腔内 消炎手術(歯肉膿瘍等に限る)・ 義歯修理・有床義歯調整料のみ	注) 抜髄・感根処・ <u>抜歯(乳歯・前 歯・臼歯)</u> ・口腔内消炎手術(歯 肉膿瘍等に限る)・ <u>義歯修理</u> ・有 床義歯調整料のみ																																																																
P19・初診料	(追加)	歯周疾患等の慢性疾患の場合等は、患者が任意に診療を中断して1カ月以上経過した場合であっても初診料は算定できない。																																																																
P26・解説の表	<table border="1"> <tr><td>歯科疾患総合指導料 1</td></tr> <tr><td>ア. (略)</td></tr> <tr><td>イ. (略)</td></tr> <tr><td>ウ. 別の保険医療機関との</td></tr> <tr><td>歯科疾患総合指導料 2</td></tr> <tr><td>ア. (略)</td></tr> </table>	歯科疾患総合指導料 1	ア. (略)	イ. (略)	ウ. 別 の保険医療機関との	歯科疾患総合指導料 2	ア. (略)	<table border="1"> <tr><td>歯科疾患総合指導料 1</td></tr> <tr><td>ア. (略)</td></tr> <tr><td>イ. (略)</td></tr> <tr><td>ウ. <u>内科等を標榜する</u>保険医療機関との</td></tr> <tr><td>歯科疾患総合指導料 2</td></tr> </table>	歯科疾患総合指導料 1	ア. (略)	イ. (略)	ウ. <u>内科等を標榜する</u> 保険医療機関との	歯科疾患総合指導料 2																																																					
歯科疾患総合指導料 1																																																																		
ア. (略)																																																																		
イ. (略)																																																																		
ウ. 別 の保険医療機関との																																																																		
歯科疾患総合指導料 2																																																																		
ア. (略)																																																																		
歯科疾患総合指導料 1																																																																		
ア. (略)																																																																		
イ. (略)																																																																		
ウ. <u>内科等を標榜する</u> 保険医療機関との																																																																		
歯科疾患総合指導料 2																																																																		

	イ. (略) ウ. 別の 保険医療機関との	ア. (略) イ. (略) ウ. <u>内科等を標榜する保険医療機関との</u>																		
P29・解説の4	ただし、歯周組織検査以外の検査の点数は算定できない。	ただし、 <u>歯周組織検査以外の検査および画像診断の点数は算定できない。</u>																		
P51・処置の通則	解説1. 歯科訪問診療の対象となる患者への50/100加算の対象に、根管貼薬処置、根管充填が追加された。	<u>1を全文削除</u>																		
P52・咬合調整	(解説2の追加)	2. 算定単位が「1歯1回につき」から「1回に限り」、「1歯以上10歯未満」「10歯以上」に変更された。																		
P52・咬合調整	(解説5の追加)	5. 歯髄切断、抜髄、感染根管処置など一連の歯内療法および抜歯手術に伴って																		
P54・根管貼薬	解説3. 抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的とした根管拡大などは、感染根管処置の単根管(130点)を算定する。その際、同時に行った根管貼薬と、 その後の経過観察中に行った根管貼薬の 点数は別に算定できない。	3. 抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的とした根管拡大などは、感染根管処置の単根管(130点)を算定する。その際、 <u>同時に行った根管貼薬の点数は別に算定できない。</u>																		
P56・暫間固定	解説6. 外傷性による1歯または2歯の歯牙脱臼に対する暫間固定が算定できなくなった。	<u>6を全文削除</u>																		
P62・手術の通則	(解説の1. の4番目の項目削除) ただし、抜歯手術、ヘミセクション(分割抜歯)、抜歯窩再搔爬手術、歯根嚢胞摘出手術、歯根端切除手術、歯の再植術、歯の移植手術については、それぞれの規定に応じて算定できる。	全文削除																		
P63・歯根端切除手術	(解説3を追加)	3. <u>歯冠修復物の除去を避けるために行う歯根端切除手術は認められない。</u>																		
P64・歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術	感染根管処置を行う際に、根管側壁、髄室側壁または髄床底に穿孔があり、穿孔の封鎖を歯肉の剥離を行って実施した場合は、当該点数とあわせて保険医療材料料が算定できる。	<u>[解説]を全文削除(従前と同様の取り扱い)</u>																		
P66・歯肉歯槽粘膜形成手術	歯肉歯槽粘膜形成手術(1歯につき)	歯肉歯槽粘膜形成手術 (<u>通知で「1歯につき」の算定単位を削除</u>)																		
P73・支台築造	メタルコア <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臼歯</td> <td>200(280)</td> <td>210(295)</td> </tr> <tr> <td>小臼歯</td> <td>160(228)</td> <td>169(241)</td> </tr> </tbody> </table>		改定前	改定後	大臼歯	200(280)	210(295)	小臼歯	160(228)	169(241)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臼歯</td> <td>200(280)</td> <td><u>209(294)</u></td> </tr> <tr> <td>小臼歯</td> <td>160(228)</td> <td><u>168(240)</u></td> </tr> </tbody> </table>		改定前	改定後	大臼歯	200(280)	<u>209(294)</u>	小臼歯	160(228)	<u>168(240)</u>
	改定前	改定後																		
大臼歯	200(280)	210(295)																		
小臼歯	160(228)	169(241)																		
	改定前	改定後																		
大臼歯	200(280)	<u>209(294)</u>																		
小臼歯	160(228)	<u>168(240)</u>																		
P74・充填	解説3. <u>複合レジン充填した際の</u> 咬合採得の費用が、	3. <u>CRインレー製作に際する咬合採得の費用が、</u>																		
P74・有床義歯床裏装	解説 咬合面再形成のレジン添加に対する評価が削除された。	床裏装を準用して算定していた咬合面再形成の費用が、算定できなくなった。																		

P77・有床義歯調整料	③の図, 翌々月 <u>新製</u> 義歯調整料60点	<u>有床義歯調整料60点</u>
P86・事例1-1	4/7の部位 <u>右上</u> 6番	<u>左上</u> 6番 (療法・処置欄も訂正)
P88・事例1-2	4/7の部位 (療法・処置欄) <u>右上</u> 6番 光CR充填 (<u>○</u> ○)	<u>左上</u> 6番 光CR充填 (<u>○</u>)
P90・事例2	4/1の部位, 療法・処置 右下6番・ <u>左上1番</u> ラバー 10 4/4の部位・療法・処置, 点数 右下6番・ <u>左上1番</u> ラバー 10	現行点数・改定点数とも 右下6番 ラバー 10 現行点数・改定点数とも 右下6番・ <u>左上1番</u> ラバー <u>10×2</u>
P91・事例2	現行合計 <u>3,584</u> 改定合計 <u>3,622</u>	現行合計 <u>3,591</u> 改定合計 <u>3,632</u>
P98・事例5	8/19 再診 (現行は か再診)	8/19 再診 (現行はP総診に包括)
P99・事例5	10/2 再診 (現行は か再診)	10/2 再診 (現行はP総診に包括)
P100・事例5	12/25 再診 (現行は か再診)	12/25 再診 (現行はP総診に包括)
P100・事例5	12/28 1行目「現行点数」欄 再診 <u>-</u>	12/28 1行目「現行点数」欄再診 <u>45</u>
P100・事例5	現行合計 <u>1,514</u> 現行総合計 <u>3,786</u>	現行合計 <u>1,559</u> 現行総合計 <u>3,831</u>
P105・事例7	8/30 再診 (<u>現行はか再診</u>)	8/30 再診 (現行はG総診に包括)
P121の表	41 メタルコアの再装着 (<u>170</u> <u>点, 144点</u>)	41 メタルコアの再装着 (<u>30点+装着材料料</u>)

P13・ジャケット冠
(誤)

		技術料	装着料	
ジャケット冠		275	+21 (32)	+人工歯料
硬質レジン	<u>夫自歯</u>	533	+32 (48)	
ジャケット冠	<u>前-中自歯</u>	741	+32 (48)	

(正)

		技術料	装着料	
ジャケット冠		275	+21 (32)	+人工歯料
硬質レジン	<u>加熱重合</u>	533	+32 (48)	
ジャケット冠	<u>光重合</u>	741	+32 (48)	